

I章 協働の理念と考え方		
1 協働とは (指針ページ) (内容)		
(1)協働の言葉の定義	P3	【定義】 市民・団体・事業者・行政など活動や立場が異なる者が、共通の目的を達成するために、お互いの信頼に基づいて、それぞれの立場と分野を活かし、対等の関係で活動し、連携し、及び協力して取り組むこと
(2)協働が求められる背景と必要性	P5	①ネットワーク社会への変化、②みんながまちづくりに関わる時代、③地域分権と市民主体のまちづくり
(3)協働で期待される効果 (①市民活動団体の効果②行政の効果③両者の効果)	P6	①社会参加促進、人材育成 ②行政だけでは難しいニーズに対応 ③協働による相乗効果によりサービスの質向上
2 協働の現状と課題 (内容)		
(1)三田市市民活動支援基本指針によるまちづくり	P7	平成15年に策定した指針
(2)地域活動	P8	別紙資料3
3 協働の基本的な考え方 (内容)		
(1)協働の原則	P9	①相互理解の原則、②対等の原則、③自主性尊重の原則、④目的共有と役割分担の原則、⑤情報公開の原則、⑥評価・検証の原則
(2)協働の範囲	P10	3ページ図
(3)協働の形態	P11	①事業委託、②資金的支援、③寄付・協賛、④共催(実行委員会)、⑤事業協力、⑥人的支援(プロボノなど)、⑦後援
(4)協働の進め方	P13	①協働を進めるための環境づくり、②目的の共有 ③事業(活動)及び役割分担の決定 ④協働で取り組む事業の実施、⑤協働で行った事業の評価
4 協働社会における地域コミュニティのあり方 (内容)		
(1)地域コミュニティの将来像		
①目指すべき地域コミュニティの方向性	P15	①地域の様々な問題や課題に自発的・主体的に取り組むコミュニティ ②民主的で自律的に運営される開かれたコミュニティ ③多様な主体がつながり、楽しく活動しているコミュニティ ④住み心地のよい居場所として、お互いに支え合い、助け合うコミュニティ
②地域コミュニティの範囲	P15	概ね小学校区程度の規模を持った自治区・自治会を中心とした区域(地域特性に合わせて住民自ら望ましい範囲を検討)
II章 協働のまちづくりの推進方策		
1 担い手を増やす		
(1)活動への参加促進 (現在の施策)		
①若者や団塊の世代など多様な世代の活動への参加	P17	◆まちづくり協議会や区・自治会によるイベント開催 各地域においてイベント等の行事が開催されており、多世代が活動に参加するなど交流が行われている。 ◆協働事業提案制度を活用した事業の実施 市民団体等による協働事業提案制度の補助を受けた事業実施や、交流会等を通じて団体間の交流や連携の輪が進んでいる。 ◆市民センター交流促進事業による登録グループ活動の促進 市民センターまつりは平成30年度に廃止されたが、令和4年度から各市民センターの登録グループ等が行う全市民対象の講座やイベントについて、市民センターの共催事業(交流促進事業)と位置付け、会場費・チラシ印刷費等の一部を負担、事業広報等を行うことで、地域活動の活性化を図っている。(R5:8センター計18件) ◆市民活動推進プラザによる市民活動まつりの開催 市民活動の中間支援の仕組みとして、さまざまな市民の参加を促進する場や機会づくりをすすめ、活動に必要な資源をマッチングする「市民活動推進プラザ」を設置。毎年度1回、市民活動推進プラザが「市民活動まつり」を開催し、参加者や団体間の交流が行われている。
②多様な人材の登用	P17	◆まちづくり協議会 概ね小学校区を単位に、地域ニーズへの対応や課題解決に向け、地域内の様々な団体等が連携し、構成団体等の活動の支援や、新たな取り組みに関して地域内で人材やネットワークを広げていくなど、地域力の向上を目指していく組織としてまちづくり協議会の設立を進めた。未結成は1小学校区のみとなった。(R5:19団体) ◆市民活動推進プラザによる団体や個人のマッチング 市民活動推進プラザのネットワークを活用し、市民活動に参加したい人への団体紹介、団体への指導者の紹介や団体間のマッチングを行っている。
(2)情報提供の充実 (現在の施策)		
①市民活動団体の情報の集約と提供	P17	◆市民活動推進プラザによる団体活動の紹介、チラシ設置等 市民活動推進プラザにおいて市民活動団体の情報を集約し、団体の紹介やマッチングを行っている。各種団体のチラシや会員募集案内等の市民活動情報を掲示している。 ◆市民センターにおける市民活動団体のポスター・チラシの設置 市民活動団体のイベント等のポスターやチラシを掲示し、地域活動の活性化を図っている。 ◆三田駅前、新三田駅前の情報掲示板での市民活動団体のポスター掲示 市民活動推進プラザにおいて、駅前の情報掲示板にポスターを掲示して、活動のPRを行っている。 ◆登録グループの紹介、きっぴーねっとを活用した団体紹介 各市民センターの登録グループ一覧を作成し、趣味や市民活動に参加したい市民にお知らせしている。(R4:9センター計513団体) 平成25年から市民活動情報サイト「きっぴーねっと」に、市民活動推進プラザに登録する市民活動団体の紹介や活動情報を掲載している(R5:635団体、R4:閲覧数17,157回)。 →情報提供は、チラシ、WEBのみであり、昨今のSNSを中心としたビジュアル的・即時的なコミュニケーションには対応できていない。若者や現役世代に情報が届きにくいという課題を抱える。
(3)市民活動の活性化 (指針ページ) (現在の施策)		
①市民活動団体の自立化支援	P18	◆市全体の補助金、交付金の見直しを実施 平成28年度から市全体で補助金・交付金の点検、見直し作業を実施している。 ◆協働事業提案制度の創設 市民活動の支援を図るため、平成29年度に協働事業提案制度を創設。 令和元年度～3年度は運用を休止し、令和4年度に全面リニューアルして団体との連携・自立化を進める制度設計とし、補助金交付を再開している。 <協働事業提案制度の推移> H29年度 申請4件、採択1件、協働団体1 H30年度 申請1件、採択0件、協働団体0 R04年度 申請10件、採択9件、協働団体21 R05年度 申請19件、採択15件、協働団体36 ◆市民活動推進プラザによる講座開催 毎年、市民活動や地域活動に関する講座などを開催している。(別紙資料3)

<p>②市民活動団体の自立化に向けた新たな支援策の検討</p>	<p>P18</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ふるさと地域交付金（まちづくり協議会） 地域ぐるみの自主的・主体的なまちづくり活動や組織運営に必要な経費として、19のまちづくり協議会に対して上限200万円を交付し、市として資金面でサポートを行っている。 ◆ 協働事業提案制度（採択団体の事業） 市民活動の支援を図るため、平成29年度に協働事業提案制度を創設。令和元年度～3年度は運用を休止し、令和4年度に全面リニューアルして団体との連携・自立化を進める制度設計とし、補助金交付を再開している。 ◆ 市民センター交流促進事業（登録団体等）【再掲】 市民センターまつりは平成30年度に廃止されたが、令和4年度から各市民センターの登録グループ等が行う全市民対象の講座やイベントについて、市民センターの共催事業（交流促進事業）と位置付け、会場費・チラシ印刷費等の一部を負担、事業広報等を行うことで、地域活動の活性化を図っている。（R5：8センター計18件） ◆ 市民活動推進プラザによる団体や個人のマッチング【再掲】 市民活動推進プラザのネットワークを活用し、市民活動に参加したい人への団体紹介、団体への指導者の紹介や団体間のマッチングを行っている。
<p>2 活動する人たちをつなげる</p>		
<p>(1)ネットワークづくり (現在の施策)</p>		
<p>①つながる場づくりの推進</p>	<p>P19</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ まちづくり協議会と自治会の交流事業（農村とNT）【事例】 志手原校区地域づくり協議会とゆりのき台自治会が交流会を実施。志手原の畑で収穫された野菜をゆりのき台フリーマーケットで販売、また志手原の畑で親子農業体験を実施した。 ◆ まちづくり協議会と市民活動団体の連携事業【事例】 志手原校区地域づくり協議会と市民活動団体ミラクルウィッシュとの共催による防災を学ぶイベントとして防災パーティを開催した。 ◆ 協働事業提案制度による団体や市民等との協働・連携 令和4年度にリニューアルした協働事業提案制度では、他団体・グループや参加者などと人材・特技・資金提供等で協働・連携することを条件としており、市民活動団体がまちづくり協議会ともつながるなど活動の輪が広がっている。 (R4：採択9団体・連携21団体、R5：採択15団体・連携36団体)
<p>②地域のコーディネーター・ファシリテーターの配置</p>	<p>P19</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ まちづくり協議会の地域計画策定支援、コーディネーター派遣 地域計画策定支援にかかるコーディネーターの専門的なアドバイスを通じて、住民による地域計画策定の機運を高めるとともに、勉強会や意見交換の活性化、地域計画案への反映等を推進した。地域づくりの目標となるまちの将来像「地域計画」を3つの地域で策定済、現在3地域で策定に向けて取り組みを進めているが、全体的に取組みが遅滞している。また、地域計画策定のほかでは、健康づくりや農業活性化、交通などに外部人材を導入しているまちづくり協議会がある。
<p>(2)中間支援団体の充実 (現在の施策)</p>		
<p>①中間支援団体の連携強化</p>	<p>P19</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民活動推進プラザとボランティア活動センターとの情報共有・連携 団体から相談等があった場合に必要な支援につなぐことができるよう、情報共有し必要な場合は互いの窓口につないでいる。 ◆ 市民活動推進プラザによる団体や個人のマッチング【再掲】 市民活動推進プラザのネットワークを活用し、市民活動に参加したい人への団体紹介、団体への指導者の紹介や団体のマッチングを行っている。
<p>②地域における中間支援機能の充実</p>	<p>P20</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各まちづくり協議会における地域団体との連携運営 まちづくり協議会は、区・自治会、ふれあい活動推進協議会、民生委員児童委員などの地縁団体や事業者等で構成し、各団体の人材やノウハウを生かして、地域住民とともに地域課題の解決に向けた活動を行っている。 (R5：19団体) ◆ 地域担当職員や地域福祉支援員による活動支援 地域の情報や課題を市民・行政間で共有し、様々な協力や情報提供を行い、地域コミュニティの活性化と市民力の向上を図る役割を担って活動している。 ◆ 市民活動推進プラザによるまちづくり協議会等へのアウトリーチ 市民活動推進プラザが地域の特色や課題を把握したうえで、まちづくり協議会における課題解決に向けて市民活動団体とのマッチングを行うなどアウトリーチ活動を行った。（R4：5地域、R5：1地域）
<p>③実務者の情報交換、交流の場づくり</p>	<p>P20</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ まちづくり協議会交流会 まちづくり協議会全体交流の機会として、地域運営の課題解決に向けた情報共有や意見交換を行う会議を平成30年度に開催した。（1回のみ）
<p>3 協働をさらに推進する仕組みをつくる</p>		
<p>(1)協働を推進するための制度や仕組みの整備 (指針ページ) (現在の施策)</p>		
<p>①協働事業提案制度の創設</p>	<p>P21</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 平成29年度に協働事業提案制度を創設（～平成30年度） 団体会員のボランティア活動時間を労働力に換算する「マッチングファンド方式」を採用した先進的な制度であったが、市担当課との連携事業が条件であったため、申請事体が難しかった。（H29：申請4団体・採択1団体、H30：申請1団体・採択0） ◆ 令和4年度から協働事業提案制度を全面リニューアル 申請要件を緩和し、申請しやすい制度に変更したことにより活用が増え、団体間の連携・協働の輪が広がった（R4：申請10団体・採択9団体、R5：申請19団体・採択15団体）
<p>②協働契約制度などの仕組みの検討</p>	<p>P21</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 時代に応じた制度設計 他市の先進事例を取り入れ、市民活動における連携・協働と、団体活動の自立化を進める制度になるよう、毎年見直しを図りながら当該制度の設計を行っている。
<p>③協働事業の評価・公表</p>	<p>P21</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 公開報告会を開催し、採択団体が活動報告 採択団体が1年間の活動内容や成果を発表するとともに報告会が更なる団体間の連携の場となっている。
<p>(2)協働に関する理解促進 (現在の施策)</p>		
<p>①職員の理解促進</p>	<p>P21</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域担当サポート職員研修の開催 毎年、地域担当サポート職員（地域担当職員とは別に各地域に若手職員2名）を配置研修を開催し、共通の認識を持って地域担当職員とともに地域活動への支援を行っている。なお、地域担当サポート職員については廃止の方向性であり、市職員に対し継続して協働の重要性を周知することが課題。
<p>②地域における理解促進</p>	<p>P21</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域担当職員による地域課題の解決に向けた情報提供、支援・調整 平成24年度から各市民センターに地域担当職員を配置し、地域の課題やニーズを把握しながら、地域課題の解決に向けた様々な協力や情報提供を行っている。地域担当職員を配置して10年が経過しているため、現状の課題整理や地域担当職員のあり方も含め検討が必要な時期に差し掛かっている。
<p>(3)協働体制の整備 (現在の施策)</p>		
<p>①協働を推進する委員会の設置</p>	<p>P22</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 協働のまちづくり推進委員会（附属機関） 三田市協働のまちづくり基本指針の推進に関する事項についての調査審議 委員定数：7人以内、任期：2年
<p>②指針の見直し</p>	<p>P22</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 令和6年度 指針見直し 平成27年7月に策定した「三田市協働のまちづくり基本指針」の見直しを行う。

4 地域コミュニティにおける協働を推進		(現在の施策)
(1)地域意識の醸成 (情報の積極的な提供と共有)	P23	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域担当職員や地域福祉支援員による情報収集・提供、支援・調整 地域の課題やニーズを把握しながら、地域課題の解決に向けた様々な協力や情報提供を行っている。 ◆ 市民活動推進プラザによるまちづくり協議会等へのアウトリーチ 【再掲】 市民活動推進プラザが地域の特色や課題を把握したうえで、まちづくり協議会における課題解決に向けて市民活動団体とのマッチングを行うなどアウトリーチ活動を行った。(R4:5地域、R5:1地域)
(2)地域活動の整理 (地域で活動する団体の情報共有と整理)	P23	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域担当職員や地域福祉支援員による情報収集・提供、支援・調整 地域担当職員や地域福祉支援員が地域の課題やニーズを把握し、地域課題の解決に向けた様々な協力や情報提供を行っている。 ◆ まちづくり協議会 まちづくり協議会によって、地域内の様々な団体等の連携や構成団体等の活動支援を行うことにより、活動の仕分けや整理統合を行いつつあるが、まちづくり協議会と自治会の役割分担がうまくいかず、活動の整理や互いのコミュニケーションが進んでいない地域も存在する。
(3)地域でのネットワークづくり (住民がつながる場づくりの推進)	P23	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各まちづくり協議会の拠点施設を中心に、各種活動や交流を実施 各地域ともふるさと地域交付金を活用しながら、住民がつながる場づくりとして地域交流や多世代交流事業を実施しているが、積極的につながりづくりを行う地域とそうでない地域で差が生じ始めている。
(4)地域で協働を推進する組織づくり		(現在の施策)
①地域づくりを包括的に推進する組織づくり	P24	<ul style="list-style-type: none"> ◆ まちづくり協議会の設立 (19団体) 【再掲】 地域ニーズへの対応や課題解決に向け、地域内の様々な団体等が連携し、構成団体等の活動の支援や、新たな取り組みに関して地域内で人材やネットワークを広げていくなど、地域力の向上を目指していく組織として設立。未結成は1小学校区のみとなった。(R5:19団体)
②地域ビジョンの共有	P25	<ul style="list-style-type: none"> ◆ まちづくり協議会で地域計画の策定を進めている 【再掲】 地域計画策定支援にかかるコーディネーターの専門的なアドバイスを通じて、住民による地域計画策定の機運を高めるとともに、勉強会や意見交換の活性化、地域計画案への反映等を推進した。地域づくりの目標となるまちの将来像「地域計画」を3つの地域で策定済、現在3地域で策定に向けて取り組みを進めているが、全体的に取組みが遅滞している。
③地域と行政との協働	P26	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域担当職員を配置し、地域課題の解決に向けた情報提供、支援・調整等を実施 各市民センターに地域担当職員を配置し、地域の課題やニーズを把握しながら、地域課題の解決に向けた様々な協力や情報提供を行っている。 ◆ まちづくり協議会、ふるさと地域交付金、地域計画等のパンフを策定 地域の団体や住民に「まちづくり協議会」の必要性を認識していただき、協議会の立ち上げや「地域計画」の策定、市が交付する「ふるさと地域交付金」の活用方法をまとめたパンフレットを平成28年に作成している。
④地域コミュニティに対する財政的支援	P26	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 区・自治会に対する補助金 活動に必要な備品等の購入を補助する自治会活動振興費のほか、地域集会所の新築、修繕などについて補助を行っている。 ◆ まちづくり協議会へのふるさと地域交付金 (上限200万円) 【再掲】 地域ぐるみの自主的・主体的なまちづくり活動や組織運営に必要な経費として、上限200万円を19まち協に交付し、市が資金面でもサポートを行っている。 ◆ 一括交付金 地域の意向に沿って、まちづくり協議会に交付しているふるさと地域交付金に地域ふれあい活動推進事業補助金を加算して交付した。(R5:1地域、R6:2地域予定)

